

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）（抄）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコラ、コペンハーゲニー、ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>猫由来細胞又は犬由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.6 及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>鶏由来細胞を用いる場合は鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9 及び3.2.10を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて</p> <p>3.1.1.4.2.1に規定する試験を適用する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p>ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコラ、コペンハーゲニー、ヘブドマディス）混合ワクチン（シード）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1～3.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法</p> <p>3.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p>猫由来細胞又は犬由来細胞を用いる場合には、<u>牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.6 及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>鶏由来細胞を用いる場合は鶏白血病ウイルス、細網内皮症ウイルス、<u>牛ウイルス性下痢—粘膜病ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス及び鶏脳脊髄炎ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.1、3.2.2、3.2.5、3.2.6、3.2.9 及び3.2.10を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、鶏脳脊髄炎ウイルスについて3.1.1.4.2.1に規定する試験を適用する製剤については、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の3.2.10 の試験を実施しなくてもよい。</p>

<p>3.1.1.5～3.1.1.7 (略)</p> <p>3.1.2～3.1.6 (略)</p> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 株化細胞の試験</p> <p>3.3.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.3.1.1～3.3.1.4 (略)</p> <p>3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.2.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、<u>犬パルボウイルス</u>、<u>猫汎白血球減少症ウイルス</u>、<u>日本脳炎ウイルス</u>及び<u>狂犬病ウイルス</u>について、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>3.1.1.5～3.1.1.7 (略)</p> <p>3.1.2～3.1.6 (略)</p> <p>3.2 (略)</p> <p>3.3 株化細胞の試験</p> <p>3.3.1 マスターセルシードの試験</p> <p>3.3.1.1～3.3.1.4 (略)</p> <p>3.3.1.5 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.3.1.5.2.1 (略)</p> <p>3.3.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、<u>犬パルボウイルス</u>、<u>猫汎白血球減少症ウイルス</u>、<u>日本脳炎ウイルス</u>及び<u>狂犬病ウイルス</u>について、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>(略)</p>
---	---